

# 高等教育の修学支援新制度概要

【支援内容】 ①授業料等減免 + ②給付奨学金の支給 ※①②をセットで実施

【支援対象者】 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 <令和2年度の在学学生(既入学者も含む)から対象>

【支援対象者の要件】 ○世帯収入や資産の要件を満たしていること

○学ぶ意欲がある学生(学業成績や学修計画書等により確認)

○その他(大学等への入学時期・国籍及び在留資格等)

## ▶ 授業料等減免

✓ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施

上限額(年額) 第Ⅰ区分 <住民税非課税世帯>

	入学金 (1回限り支給)	授業料 (年額)
国公立大学	282,000円	535,800円

## ▶ 給付奨学金

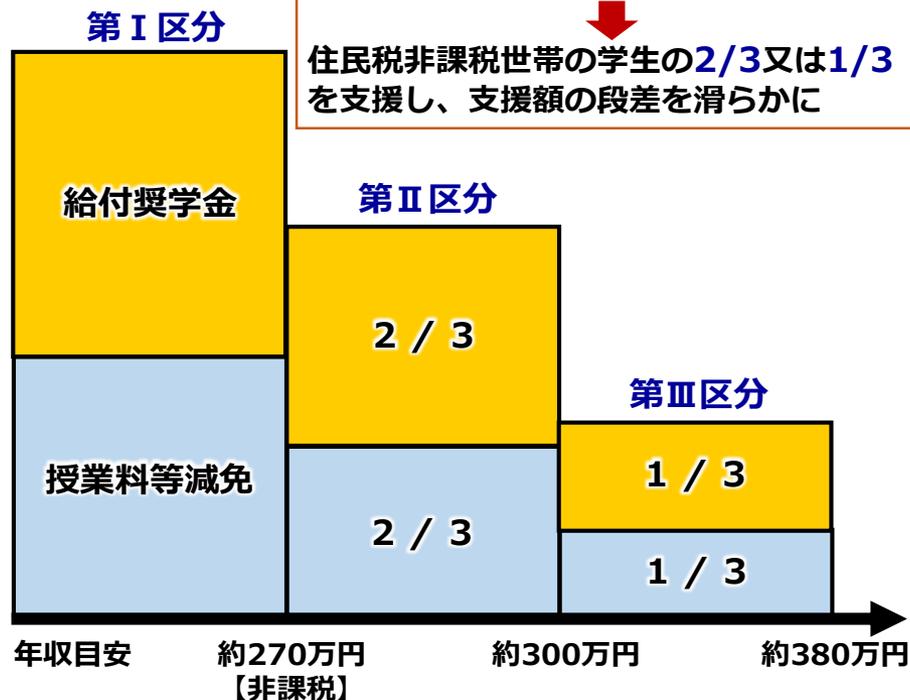
✓ 日本学生支援機構が、各学生に支給  
 ✓ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

給付額(年額) 第Ⅰ区分 <住民税非課税世帯>

	自宅生	自宅外生
国公立大学	約35万円	約80万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



<両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる>